第１章　都市計画マスタープランの基本的事項

１．計画の目的と位置付け

1-1.　計画の背景と目的

本市は、昭和 33 年の市制施行、昭和 46 年の江部乙町との合併を経て、中空知の産業・文化の振興等に大きな役割を担いながら発展を続けてきました。

都市づくりにおいては、昭和 33 年に最初の用途地域が定められ、昭和 43 年に都市計画法が施行されてから、人口増加にともない市街地の拡大・充実を図ってきました。また、平成４年の都市計画法改正後、平成 13 年度に都市づくりの基本的な方針として「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともに都市づくりを進めてきました。

現在では、計画策定から１０年が経過し、計画の見直しを行う必要性が生じています。また、これまで進んできた人口減少は今後も続くことが予測され、少子高齢化も進む中、これまでの人口増加を前提とした都市づくりから新たな都市づくりに転換する必要性が見られます。

そのため、本市を取り巻く現状と今後の展望を踏まえて、**都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、市民主体の都市づくりの指針として示すため、滝川市都市計画マスタープラン**（以下「本計画」）**を策定**します。

図 1.1　市制施行　市街地風景

図 1.2　滝川市・江部乙町合併調印

図 1.3　開村 120 周年式典（H22 年）

1-2. 計画の役割

（1）都市の将来像を明示します。

多様化する住民のニーズを踏まえて都市づくりの目標を設定し、**市民、事業者、行政がまちづくりの目標を共有**することで都市づくりを進めます。

（2）都市計画の決定・変更の指針となります。

道路、公園、下水道など**個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針**としての役割を持ちます。

（3）都市の将来像と個別の都市計画の整合性を確保します。

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設の配置、市街地開発事業※などの**個別の都市計画について、相互に整合性**を図ります。

（4）住民の都市づくりの指針となります。

市街地再開発事業、地区計画※など具体の都市づくりを進める際、**地域住民のニーズに対応した都市づくりの指針**となります。

※ **市街地再開発事業**：土地利用上又は防災上の問題を抱えた市街地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、建築物の不燃化・高度化・共同化、街路、公園等の公共施設やオープンスペースなどの確保により、快適で安全な都市環境を再生する事業

※**地区計画**：ある一定の地区を対象に、実情に合ったよりきめ細かい規制を行い、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するというもの。

1-3. 計画の位置付け

本計画は、**「市町村の都市計画に関する基本的な方針」**として位置づけられます。

また、国・北海道・滝川市の総合計画や北海道の都市づくりに関連する方針などの**上位計画に基づき、滝川市の他分野の関連計画と整合**を図ります。

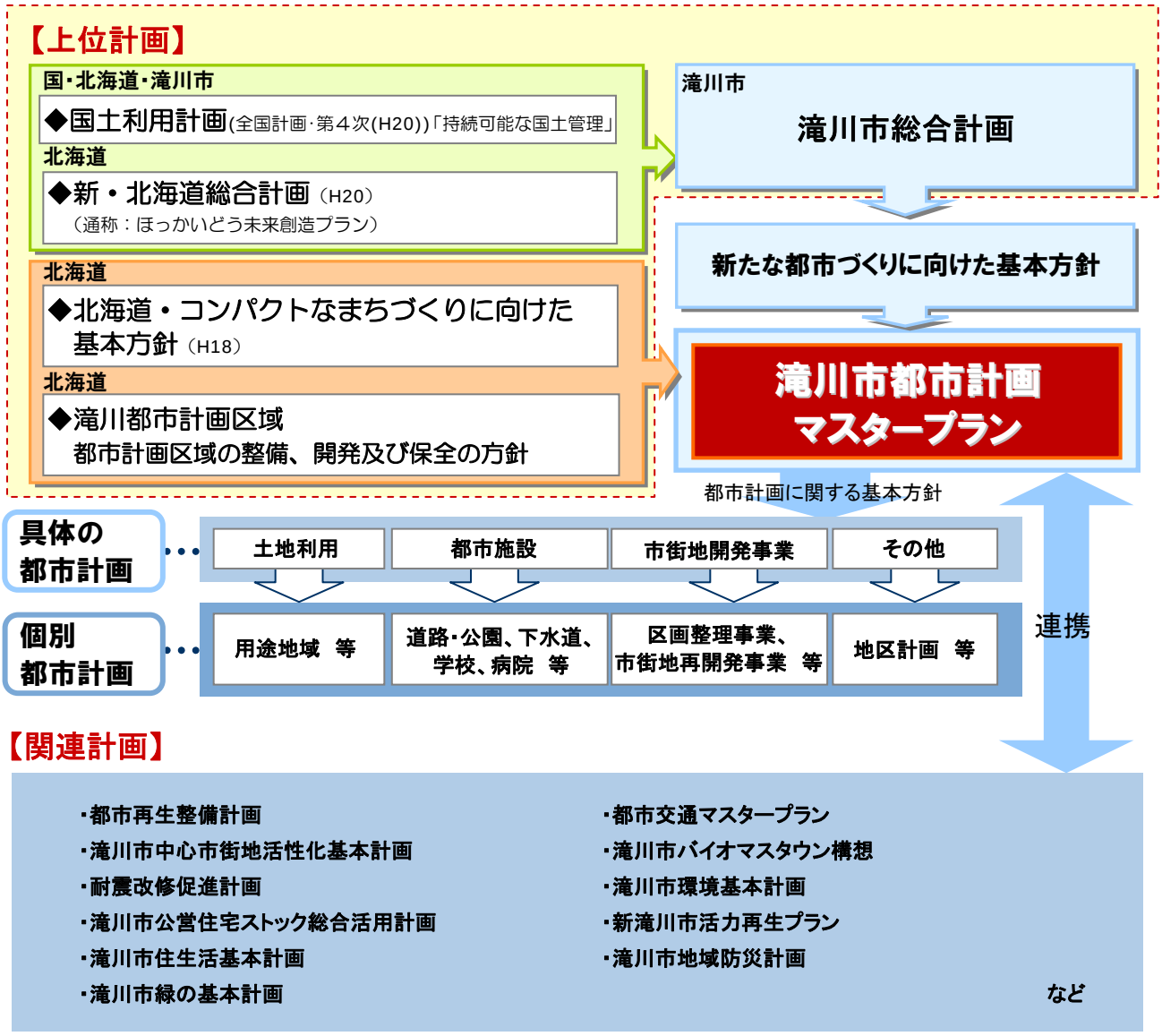

図 1.4　本計画の位置づけ

1-4. 対象区域

本計画の対象区域は、基本的に以下の図に示す**滝川都市計画区域※(滝川市分)**とします。
また、地域別構想については、市内を７地区に分けて各地区の地域づくりの方針を定めます。

図 1.5　計画対象区域

※ **都市計画区域**:自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域

1-5. 目標年次

本計画は、20 年後を目標とした都市の将来像、基本方針を定めます。

ただし、社会経済状況の大きな変動や上位・関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、概ね10 年後において計画の見直しを行うこととし、本計画の**計画期間を平成23年から平成42年**と定め、**平成32年を目途として必要に応じて施策の見直し**を行います。

なお、社会経済状況の変化をふまえ、個別事業等については適宜適切に見直しを行います。

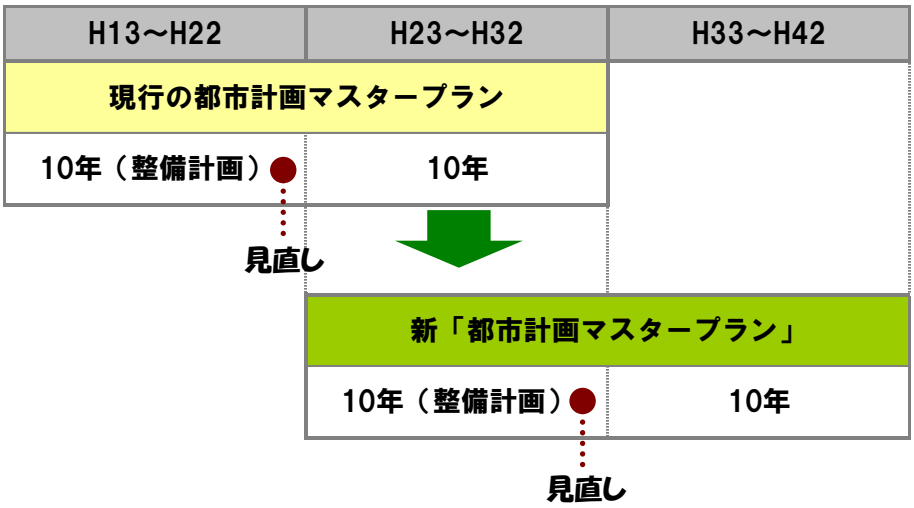

図 1.6　目標年次

1-6. 将来推計

全国の人口は、平成 17 年から減少に転じ、今後急速に進むことが予測されています。本市の平成 17 年の人口は 45,562 人で、計画期間終了時の平成 42 年の将来人口は約 35,000 人と推計されており（国立社会保障・人口問題研究所推計）、全国と同様に今後の人口減少が見込まれます。本計画では、**人口減少の抑制を図りつつ、人口減少社会に備えた都市の将来像**を示します。

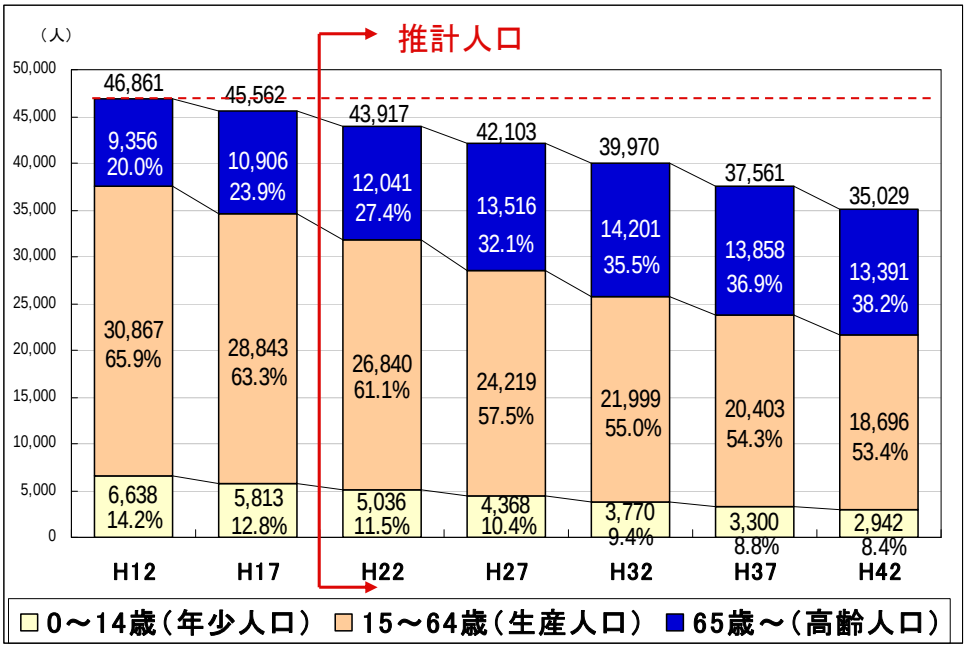

図 1.7 将来人口の推移

／資料：国勢調査・日本の市区町村別将来推計人口（H20 年 12 月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

1-7. 計画の構成

本計画は、計画における基本的事項と都市づくりにおける現状・課題を踏まえ、都市全体の将来像や都市づくりの基本方針を示す『全体構想』『分野別構想』と、地域ごとの将来像や都市づくりの方針を示す『地域別構想』を示し、以下のような構成とします。

滝川市都市計画マスタープランの構成

第1章　都市計画マスタープランの基本的事項

1．計画の目的と位置付け
　1－1．計画の背景と目的
　1－2．計画の役割
　1－3．計画の位置付け
　1－4．対象区域
　1－5．目標年次
　1－6．将来推計
　1－7．計画の構成

第2章　滝川市の現況と都市づくりの課題

1．滝川市の現況
2．滝川市の都市づくりにおける課題
3．現行計画の検証
4．市民のニーズから把握できる今後の都市づくりの方向性
5．都市づくりの方向性

第3章　都市づくりの基本的考え方と理念・目標

1．都市づくりの基本的考え方
2．基本理念
3．基本目標
4．将来都市構造

第4章　分野別構想

1．土地利用
2．コンパクト化
3．居住環境
4．交通体系
5．公共施設
6．都市環境
7．河川・下水道
8．都市防災

第5章　地域別構想

1．滝川市街地地区
　（滝川第一小学校地区、滝川第二小学校地区、滝川第三小学校地区、西小学校地区、東小学校地区）
2．江部乙地区
3．東滝川地区

第6章　計画策定プロセスと今後の見直し

1．計画策定プロセス
2．今後の計画の見直し

図 1.8　本計画の構成